

1. 消費者安全法の立法趣旨

消費者庁設置に先立つ消費者行政推進基本計画(平成20年6月27日閣議決定)において、消費者庁の任務及び消費者安全法の立法趣旨について、以下のとおり、考え方が示されている。

<消費者庁の任務>

- ・「消費者を主役とする政府の舵取り役」として、消費者行政を一元化する新組織
- ・「消費者の視点から政策全般を監視」するため、強力な総合調整権限、勧告権を付与
- ・消費者の目線に立って、各府省庁の縦割りを超え幅広い分野を対象とした横断的な新法等を企画立案することは、消費者庁の重要な任務
- ・一元的に集約・分析した情報を基に、司令塔として迅速に対応方針を決定
- ・苦情解決のために必要な法執行を確保するため、消費者庁自らが迅速に対応することはもとより、各府省庁に迅速な法執行を促す勧告等を行うとともに、すき間事案については、自ら対応することを可能にするために、事業者調査及びその結果の公表、その他の措置を採る

⇒以上の考え方に基づき、消費者安全法が制定

<消費者安全法の立法趣旨>

- ・消費者庁、事業を所管する府省庁が所管する法律により対処可能な事故事案については、それぞれの所管法に基づく対応を採る。さらに、必要な場合には、消費者庁は、所管府省庁への法執行の勧告を行う
- ・対応すべき府省庁が明らかでない場合や緊急の場合等には、消費者安全法に基づき、自ら事業者に対して安全確保措置等を促す

⇒重大事故等に関して、他の法律の規定に基づく措置がない場合に、内閣総理大臣が事業者に対して採り得る措置(消費者安全法第17条～第19条)は、あくまで緊急避難的かつ暫定的な対応と位置付けられる。

2. 消費者安全法におけるいわゆる「すき間」

- ・消費者安全法は、消費者被害の発生・拡大の防止のための措置の実効を確保する観点から、
 - (1)まずは他の法律によって実施し得る措置がある場合には、関係各大臣による当該措置の実施が確保されるようにしつつ、
 - (2)対応することができる法律が定められていない事案や、原因不明で適用すべき法律が明らかでないような事案(いわゆる「すき間」)については、内閣総理大臣が自ら必要な措置を採ることができる、としている。

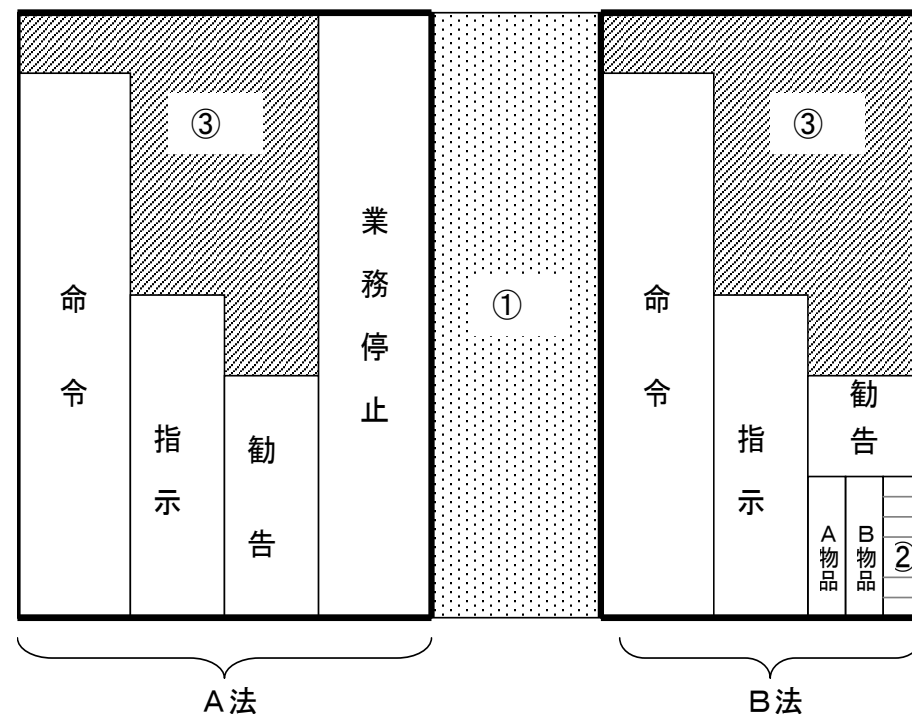
・何がいわゆる「すき間」であるかについてまとめたものが、右の[図表1]である。

- (1)他のどの法律によっても被害の発生・拡大の防止を図るため講じることのできる措置がない事案([図表1]の①)は「すき間」に当たる。

- (2)他の法律による措置の対象には観念的には含まれ得るが、その適用がない物品等([図表1]の②)も「すき間」に当たる。

- (3)ある対象物や行為等について講じることができる法律上の措置があるが、その措置が十分でないとしてそれを超える内容の措置を講じることができるか([図表1]の③)については、既に講じることができる措置があり、その措置が必要十分なものとして定められていることにかんがみて、消費者庁(内閣総理大臣)としては措置要求ができるにとどまる(「すき間」に当たらない。)

[図表1] いわゆる「すき間」の概念



(消費者庁政策調整課他編『逐条解説消費者安全法』135頁)